「こさいの日」ロゴマーク使用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、「こさいの日」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第２条　何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

（１）　湖西市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２）　自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。

（３）　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（４）　特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（５）　その他その使用が著しく不適当であると市が判断したとき。

（使用承認申請）

第３条　ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ使用承認申請書（様式第１号）又はLoGoフォームにロゴマークを使用することが分かる書面等を添付して提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

（１）　「湖西市」又は「湖西市教育委員会」の後援等の使用承認を受けている場合。

（２）　私的利用の場合。

２　前項の承認をしたときは、使用承認書（様式第２号）を、承認をしなかったときは使用不承認書（様式第３号）を交付するものとする。

（ロゴマークの適正使用）

第４条　使用者は、ロゴマークの使用に関しては、この規定を遵守し、ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品等の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

２　ロゴマークの使用承認を受けた者は、前項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）　承認された用途のみに使用すること。

（２）　使用報告書（様式第４号）を提出すること。

３　使用者は、営利を目的としてロゴマークを使用するときは、物品等に関して、関係法令を遵守しなければならない。

４　市長は、使用者のロゴマークの使用方法が、ロゴマークのイメージ、信用

性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

５　前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（承認内容の変更）

第５条　ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用承認申請書(様式第１号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 前項の承認又は不承認は、使用承認書又は使用不承認書をもって行う。

３ 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（同一性の保持等）

第６条　使用者は、物品等の意匠について、別に定める使用マニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

２　使用者は、ロゴマークの使用に関して、市の信用を害することがないように努めるものとする。

３　使用者は、物品等が、市が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。

４　市長は、物品等が、市が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると認めた場合、使用者に対し、ロゴマークの使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

（物品の確認）

第７条　使用者は、物品の発売前又は発表前に、第３条第２項の規定により市長の承認を受けた物品等の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、写真の提出等に替えることができる。

２　市長は、前項による確認の結果、物品等が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

３　前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（権利設定の禁止）

第８条　ロゴマークを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第９条　ロゴマークの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第10条　ロゴマークを使用している者が、第４条に定める事項を遵守しなかっ

たとき、又はその他規定に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うものとする。その場合、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

(承認の取消し)

第11条　ロゴマークの使用承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合又は第４条に定める事項を遵守しなかったときは、市長は使用承認取消通知書(様式第５号)を交付し、その承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が第４条第４項、第６条第４項又は第７条第２項の規定による是正の求めに応じなかったとき。

(2) 使用者がこの規定の各条項に違反したとき。

(3) 使用者が重大な背信行為を行ったとき。

(4) 前各号に定めるほか、使用者によるこの規定の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。

(5) ロゴマークに関する湖西市の権限の行使に支障が生じたとき。

２　使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

３　承認の取消しにより、湖西市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

４　承認の取消しにより、使用承認を取り消された者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(紛争の解決)

第12条　使用者は、第２条の規定に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第13条　使用者の物品等の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第14条　使用者は、物品等の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの規定の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。この場合において、受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第15条　使用者の物品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちにその費用を弁償しなけれ

ばならない。

２　ロゴマークを使用している者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償または損失の補償を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わない。

（情報の公開）

第16条　市長は、ロゴマークの適正な管理と使用を図る観点から、承認の内容等の情報を公開することができる。

（補則）

第17条　この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規程は、令和５年４月17日から施行する。

この規程は、令和７年３月12日から施行する。